

中銀ビジネスカード規定

中銀ビジネスカード(以下「カード」といいます。)を利用する場合は、中銀キャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)によるほか、次により取扱います。

1.(カードの利用)

カードは、次の場合に利用することができます。

当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して、普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合

当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合

当行の現金自動預入払出兼用機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座勘定、普通預金(払戻口座を除きます。)貯蓄預金、納税準備預金、定期預金(当行所定の種類の定期預金に限ります。)に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替」といいます。)場合

当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

その他当行所定の取引をする場合

2.(カードの発行)

カードは2枚まで発行します。1枚目のカードを本カード、2枚目のカードを副カードとします。

副カードによる取引を依頼する場合は、代表者からお取引店に申し出てください。この場合、当行は副カードを発行します。

副カードのご利用についてもこの規定を適用します。

3.(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または社名(団体名)、代表者名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当行所定の方法により口座開設店に届け出てください。

4.(カードの再発行等)

カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

5.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)